平成２０年（フ）第１９５号
宮崎県宮崎郡清武町正手２丁目49番地
破産者　株式会社トヨフミ
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

平成１８年（フ）第２２９号
鹿児島市田上台４丁目45番18号
破産者　株式会社田丸住建
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成１９年（フ）第１１４５号
鹿児島市新栄町24番11号
破産者　グローバル産業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成１８年（フ）第９３６号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2888番地２
破産者　濵﨑　成夫
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第９号
秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字下野２番地14
破産者　山内　道之
1　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
2　一般調査期日　平成21年９月29日午後２時30分
平成21年７月28日　秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５５２号
大阪府大阪市城東区鴫野西２丁目５番５―1103号、開始決定時の住所大阪市天王寺区国分町13番２号
破産者　森　　敏子
1　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
2　一般調査期日　平成21年10月13日午後４時
平成21年７月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１３号
神戸市東灘区御影山手２丁目14番２―402号
破産者　池森美智子
1　破産債権の届出期間　平成21年９月２日まで
2　一般調査期日　平成21年10月７日午前10時30分
平成21年７月29日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９０号
神戸市兵庫区今出在家町１丁目８番10号
破産者　鶴田　順一
1　破産債権の届出期間　平成21年９月２日まで
2　一般調査期日　平成21年10月７日午前10時30分
平成21年７月29日
神戸地方裁判所第３民事部

免 責 決 定

平成１５年（モ）第５００９号
（平成元年（フ）第８８号）
広島市南区東雲本町２丁目10番24号
破産者　正田　　守
主文　破産者を免責する。
平成21年７月27日
広島地方裁判所民事第４部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１０９１号
福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目１番10号
破産者　鴛渕　一惠
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第４号
金沢市泉３丁目５番11号
清算株式会社　株式会社チサン工業
代表清算人　伊藤　喜之
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１３号
埼玉県春日部市大場1256番地
清算株式会社　太田モールド株式会社
代表清算人　平山　眞二
1　決定年月日　平成20年７月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１００３号
広島市中区十日市町１丁目４番30号
清算株式会社　広島重機株式会社
清算人　織田　和久
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権は、平成21年６月９日（特別清算開始決定日の前日）までに発生した債権とする。
2　清算株式会社は、債権者広島信用金庫に対し、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、別表弁済表の「弁済額」欄記載の弁済額を、振込の方法で支払う（振込料は債権者の負担とする）。
3　債権者広島信用金庫は、前項の金員の支払を受けたときは、清算株式会社に対し、別表弁済表の「免除額」欄記載の債権額及び特別清算開始決定日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。
4　債権者広島信用金庫を除くその余の債権者は、別表弁済表の「免除額」欄記載の債権額及び特別清算開始決定日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。
5　特別清算債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。切り捨てられた金額は、清算費用に充てる。
6　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価し、必要な費用を控除した残額を債権者広島信用金庫に支払う。この場合、第３項による債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（ヒ）第１００４号
広島市西区観音新町１丁目６番20号
清算株式会社　アーバンテクノ株式会社
清算人　織田　和久
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権は、平成21年６月９日（特別清算開始決定日の前日）までに発生した債権とする。
2　各債権者は、本協定認可決定時に、別紙免除表の「免除額」欄記載の債権額及び特別清算開始決定日以降の利息・遅延損害金の債務を免除する。
3　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者広島信用金庫に対し、必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

監 督 命 令

平成２１年（再）第４３号
大阪府守口市文園町５番19号
再生債務者　青野スポーツ施設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区堂島２丁目２番２号近鉄堂島ビル19階　桜橋法律事務所　弁護士　松本　洋介